

施工体制点検マニュアル

1 目的

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び同法の規定により国が定めた「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に基づき、伊賀市発注の公共工事において工事現場の適正な施工体制の確保と一括下請負等の不正行為の防止に努め、工事の品質確保を図ることを目的とする。

2 施工体制点検

1) 点検対象工事

以下のいずれかに該当する工事を対象とする。

- ・下請負契約を締結した工事
- ・請負金額4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上の工事 ※技術者の専任が必要な工事

2) 点検内容

「施工体制点検チェックリスト(様式-1)」により、①(下請負契約を締結した工事)、②(①を除く請負金額4,000万円【建築一式工事は8,000万円】以上の工事※技術者の専任が必要な工事)について、別表-1のとおり以下の点検を行う。

I 施工体制に関する点検

I-1 提出書類の点検

提出された施工体制台帳等の記載内容について、机上で点検を行う。

- (1) 施工体制台帳の点検
- (2) 主任(監理)技術者の本人確認
- (3) 工事カルテの点検

I-2 現場における点検

現場の施工体制について、工事現場で点検を行う。

- (1) 主任(監理)技術者の専任、現場代理人の常駐の点検
- (2) 現場における施工体制台帳、施工体系図の整備の点検
- (3) 元請負人、下請負人の工事内容の点検
- (4) 標識等の掲示の点検

II 一括下請負に関する点検

工事への実質的関与等について、技術者へのヒアリング等により点検を行う。

- (1) 元請負人の主たる部分の直営施工の有無
- (2) 元請負人に着目した点検
- (3) 下請負人の主任技術者の専任の点検
- (4) 下請負人に着目した点検

別表-1:対象工事における各点検項目一覧表

点検項目	①	②
I 施工体制に関する点検		
I-1 提出書類の点検		
(1)施工体制台帳の点検	○	—
(2)主任(監理)技術者の本人確認	○	○
(3)工事カルテの点検	○	○
I-2 現場における点検		
(1)主任(監理)技術者の専任、現場代理人の常駐の点検	○	○
(2)現場における施工体制台帳、施工体系図の整備点検	○	—
(3)元請負人、下請負人の工事内容の点検	○	—
(4)標識等の掲示の点検	○	○
II 一括下請負に関する点検		
(1)元請負人の主たる部分の直営施工の有無	○	—
(2)元請負人に着目した点検	○	—
(3)下請負人の主任技術者の専任の点検	○	—
(4)下請負人に着目した点検	○	—

① :下請負契約を締結した工事

② :①を除く請負金額4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上の工事

※技術者の専任が必要な工事

3)点検者等

点検者は以下のとおりとする。また、所属長は、点検の実施について確認する。

- ・ 原則として工事を担当する監督員が点検を実施する。ただし、必要に応じその都度、担当係長が点検を実施することができる。

4)点検回数及び時期

I 施工体制に関する点検

I-1 提出書類の点検

- ・ 書類が提出された時点で点検を実施する。

I-2 現場における点検

- ・ 工事施工中3ヶ月に1回程度点検を実施する。なお必要に応じ点検回数を増やすことができる。
- ・ 工期が3ヶ月未満の工事は、工事施工中1回は点検を実施する。
- ・ 点検時期は提出された施工体制台帳から、多くの下請負人が現場へ入場していると想定される時期を含めるものとする。

II 一括下請負に関する点検

- ・ 工事施工中に1回以上点検を実施する。
- ・ 点検時期は原則として、主たる工事の施工期間中とする。

5)チェックリストの保存等

点検が終了した「施工体制点検チェックリスト」は、工事完成時に所属長の確認を受けて、完成検査時に検査員に提示し点検結果の確認を受ける。

また、「施工体制点検チェックリスト」は設計図書に添付し、保存する。

3 是正措置

点検の結果、技術者の配置や一括下請負等の建設業法等に抵触する疑義又は問題があるものについては、早急に指示書等により是正措置を講ずる。

また、指示した内容が改善されない場合は「現場施工体制点検による未改善・疑義行為について(様式-2)」により、契約監理課長へ報告する。

4 点検結果の報告

各発注担当課は、毎年度の施工体制点検結果を翌年度4月20日までに契約監理課へ「施工体制点検結果報告書(様式-3)」により報告する。

契約監理課は、上記点検結果をとりまとめて、翌年5月31日までに伊賀市入札参加資格審査会に報告する。

附則

このマニュアルは、平成16年11月1日以降に契約する工事について適用する。

このマニュアルは、平成20年4月1日以降に契約する工事について適用する。

このマニュアルは、平成23年4月1日以降に契約する工事について適用する。

このマニュアルは、平成27年4月1日以降に契約する工事について適用する。

このマニュアルは、平成28年6月1日以降に契約する工事について適用する。

このマニュアルは、令和2年4月1日以降に契約する工事について適用する。

このマニュアルは、令和5年1月1日以降に契約する工事について適用する。

(なお、現在契約中の工事で、請負金額3,500万円以上4,000万円未満(建築一式工事は7,000万円以上8000万円未満)の工事で専任配置となっている主任技術者(監理技術者)の専任を解除したい場合は、受発注者間の協議により取り扱う。)